

Q1

「1人1台端末環境」を整備しなくてもよいのではないかと。

A1

昨年12月に公表されたPISA2018では、読解力について、平均得点・順位が前回調査から低下しました。その要因の一つとして、今回の読解力調査では、コンピュータ使用型調査用に関与された新規問題が多く、これまでの「読解力」に加え、「情報活用能力」も求められる問題であったことも挙げられています。

児童生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することにより、新しい時代の教育に必要な、子供たち一人ひとりの個別最適化と、創造性を育む教育を実現できます。例えば、一人ひとりの考えをお互いにリアルタイムで共有し、双方向で意見交換する協働的な学び、遠隔教育の充実(例えば、専門家の活用など学習の幅を広げる、過疎地や離島の子供たちが多様な考えに触れる機会の充実、入院中の子供と教室をつないだ学びなど学習機会の確保)などがいつでも可能となります。

また、今後、デジタル教科書の本格的導入や学力調査のCBT化には、「1人1台端末環境」は必要不可欠なものとなります。

Q2

既に自治体で予算化することが困難な時期だが、補助金の交付要綱は、いつ示されるのか。

A2

交付要綱については、「校内ネットワーク整備事業」「1人1台端末の整備事業」ともに2月20日付けの通知でお示ししたとおりです。

なお、「校内ネットワーク整備事業」については、各自治体において、文部科学省の内定前から、交付を前提とした予算化の手続きを進めていただきますよう、お願いします。

もし、内定前において支障がある場合は、文部科学省に御相談ください。

Q3

ネットワーク整備や端末整備以外のソフトウェア、大型提示装置、教師用端末は、今回の補助の対象とならないのか。

A3

今回の事業では、対象とはなりません。

地方財政措置(※)において、有償のソフトウェアや大型提示装置、教師用端末も含まれていますので、すでに措置されている地方財政措置を活用して整備を進めてください。

※ 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」(2018～2022年度)に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられています。1

「GIGAスクール構想」 基本的な考え方 ～総論編②～

Q4

今回のGIGAスクール構想の実現に向けた、学校ICT環境整備は、自治体の財政負担が大きいのではないかと。

A4

校内ネットワークや端末の整備について、共同調達の枠組みの活用や適切な見積を取ることで、コストダウンを図っている自治体もあります。

このような自治体も御参考にさせていただきながら、持続可能な形での調達を図るよう、お願いします。

【S市の例】(小中学校数:13校、児童生徒数:2800人)

1校当たりネットワーク整備事業費 約340万円

	令和2年度 小5～6・中1	令和3年度 中2～3	令和4年度 小3～4	令和5年度 小1～2	計
事業費 (A)	72,982,336	28,484,937	27,674,939	27,044,940	156,187,151
学習者用コンピュータ整備台数	642	633	615	601	2,491
学習者用コンピュータ整備費 (一台40,909円×生徒数×消費税)	28,889,936	28,484,937	27,674,939	27,044,940	112,094,751
ネットワーク整備等費 (電源キャビネット整備費含む) (※)	44,092,400				44,092,400
国からの補助					
補助額 (B)	50,576,000	18,990,000	18,450,000	18,000,000	106,016,000
台数	634	422	410	400	1,866
学習者用コンピュータ整備費 (1台当たり 45,000円)	28,530,000	18,990,000	18,450,000	18,000,000	83,970,000
ネットワーク整備等費 (整備費×1/2)	22,046,000				22,046,000
市の支出 ※					
学習者用コンピュータ台数	8	211	205	201	625
支出額 (C) = (A) - (B)	22,406,336	9,494,937	9,224,939	9,044,940	50,171,151
起債	22,000,000				22,000,000
一般財源	406,336	9,494,937	9,224,939	9,044,940	28,171,151

※「市の支出」に関して、地方財政措置分である児童生徒3人に1台分については、令和3年度に整備完了。以降は、更新等に係る経費を計上。

地方財政措置

「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業に係る地方財政措置については、令和元年度補正予算の場合、学校教育施設等整備事業債を原則として100%まで充当できることとし、後年度における元利償還金については、その60%を普通交付税の基準財政需要額に算入することとされています(～実務担当者用～Q1参照)。

学習者用コンピュータを含め、学校のICT環境整備は、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」に基づき、必要な経費について2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

※ 各学校に無線LANのAP設置と幹線LANをCAT5EからCAT6Aに変え、ルーター、L3、L2スイッチを100Mbpsから1Gbpsへ改修する工事。

※ ネットワーク改修工事と電源キャビネットの施工を同時に行い工事費の縮減。

Q1

「校内ネットワーク整備事業」について、令和元年度中に予算化できない場合、どうなるのか。

A1

令和元年度中の交付決定ができない場合は、文部科学省において繰越し(明許繰越し)、令和2年度事業として実施します。

令和元年度中に交付決定を受けた場合、補正予算債(充当率100%)を活用できますが、令和2年度事業として実施する場合は、補正予算債を活用できず、学校教育施設等整備事業債(充当率:通常分75%、財対分15%)の対象となり一般財源(全事業費の5%程度)が必要となりますが、地方自治体の予算の計上時期が仮に令和2年度になっても、実質的な地方負担は同一となります。

Q2

市町村内の全学校を一度に申請するのではなく、令和元年度事業、令和2年度事業に分けて申請することは可能か。

A2

学校単位で分ける場合は、可能です。

Q3

「校内ネットワーク整備事業」について、令和3年度の実施とすることは可能か。

A3

令和元年度補正予算において全校分の所要額を計上しているため、令和3年度以降に実施を計画している場合は、本補助金はありません。この補助金の活用をぜひ御検討ください。

もし、令和3年度以降になる場合は、長寿命化改修事業など大規模改造事業の中でのみ、全体の上限額の範囲内で整備いただくこととなります。

Q4

校内工事が集中するので、業者の手配の関係から令和2年度中には終わらないのではないか。

A4

夏季休暇など長期の休暇中に工事を行うと集中しますが、例えば、分割して週末に行うなど様々な工夫を考えている自治体もあります。

令和2年度中に事業が完了しない場合は、自治体において事故繰越の協議を行うこととなりますが、まずは工事の方法等について様々検討いただき、令和2年度中の完了を目指していただきたいと思います。

Q5

「校内ネットワーク整備事業」の補助を受けない場合、「1人1台端末の整備事業」の補助は受けられないのか。

A5

今回の「GIGAスクール構想」は、校内通信ネットワーク整備と「1人1台端末環境」を一体としたものです。1Gbps以上の容量を整備済みの場合や、LTEでの整備など、校内通信ネットワークが「1人1台端末環境」に耐える環境であることが、「1人1台端末の整備事業」の補助の前提となります。

小規模校や閉校予定の学校、未光地域の場合等は、校内LANを整備するより、LTE等を活用する方が、ニーズにマッチする場合や全体の事業費が安価になる場合もあります。複数年でのトータルコストを勘案し、それぞれの自治体で必要性やコスト面等の検討をして、計画を提出いただくことにより、その場合でも端末整備は対象となります。

Q6

過去に公立学校施設整備費を活用して、校内LAN等を整備している場合、今回の「校内ネットワーク整備事業」を申請することによって、財産処分手続や補助金返還が発生することになるのか。

A6

「校内ネットワーク整備事業」の交付決定に伴い、当該整備事業と一体として、過去に公立学校施設整備費を活用して整備したLAN等の通信設備を取り壊す場合、財産処分手続及び補助金返還は不要です。

※ 詳細は、「大規模改造(校内LAN)等で整備した通信設備を取り壊す際の財産処分の取扱いについて(周知)」(令和2年2月6日付け大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課事務連絡)を参照。

ただし、既存のLAN等を取り壊す際には、既存のLAN等が「1人1台端末環境」に耐える環境であるか否かを確認の上、十分に耐える環境にあるものを合理的な理由なく取り壊すことがないように注意願います。

Q7

「校内ネットワーク整備事業」の対象として、特別教室や体育館などは含まれるのか。

A7

授業で活用する計画であれば、補助の対象としています。

Q8

「校内ネットワーク整備事業」において、運用保守などのランニングコストは、補助の対象となるのか。

A8

委託も含めて導入に伴う、初年度の設計・調査費は補助対象となりますが、ランニングコストは対象外となります。

なお、インターネット接続費用については、すでに地方財政措置の対象となっています。

Q9

高等学校段階について、「校内ネットワーク整備事業」の申請に、「1人1台端末」の整備は補助要件になるのか。

A9

今般のネットワーク整備は、「1人1台端末環境」下での使用を前提とした事業ですので、「1人1台端末環境」が望ましいですが、補助要件とすることは考えていません。

申請に際しては、高等学校段階における端末環境について、今後の整備の考え方を示していただくことを考えています。

Q10

現時点でいくら必要か分からないので、とりあえず、上限の3000万円を事業費を登録してよいか。

A10

申請見込額の回答をいただく際は、複数社の見積額を精査したものにより回答をいただくこととしております。

ただし、概算額が必要な場合は、文部科学省よりお示ししている「3階建12クラスで、電源キャビネットを含め約900万円」や、次ページの整備計画事例(令和2年2月7日付け事務連絡別添参照)を参考に、試算してください。

校内LAN及び電源キャビネット整備計画事例

事例1 政令指定都市A中学校(24学級)

➤ 校内LAN整備		
・フロアスイッチ(10GBASE-T)	5台	88万円
・センタースイッチ(10GBASE-T)	1台	30万円
・LAN配線(幹線、cat6A)	400m	38万円
・設置工事費	一式	69万円
・無線アクセスポイント(802.11ac)	31箇所	392万円
・AP取付・設定費	一式	335万円
➤ 充電保管庫		
・充電保管庫	24台	399万円
合計		1,351万円

※※学級数が多くても大幅に整備費はかからない※※

事例2 地方都市B小学校(6学級)

➤ 校内LAN整備		
・フロアスイッチ(1000BASE-T)	6台	66万円
・センタースイッチ(1000BASE-T)	1台	33万円
・無線アクセスポイント(802.11ac)	17台	187万円
・UTM(RT+FW+proxy+DHCP)	一式	117万円
・LAN配線(材料費、cat6A)	1700m	37万円
・設置工事費・設定費	一式	155万円
➤ 充電保管庫		
・充電保管庫(輪番充電)	1台	27万円
合計		622万円

※※地方都市であっても標準的な整備費で整備はできる※※

事例3 県立C高校(26学級)

➤ 校内LAN整備		
・スイッチ類(設置費込み、1000BASE-T)	6台	72万円
・無線AP(設置・設定費込み、802.11ac)	43箇所	473万円
・AP設置・設定費	一式	124万円
・分電盤	3箇所	54万円
・LAN配線工事(cat6A)	一式	209万円
・工事設計費	一式	25万円
合計		957万円

※※学級数が多くても大幅に整備費はかからない※※

校内ネットワークの整備に関する二次調査の状況



	500万円以下	501万円～1,000万円	1,001万円～1,500万円	1,501万円～2,000万円	2,001万円～2,500万円	2,501万円～3,000万円	3,001万円以上	計
設置者数	113	247	253	171	133	110	30	1,057
割合	11%	23%	24%	16%	13%	10%	3%	-
学校数	1,706	4,625	5,251	4,102	2,709	2,494	586	21,473
割合	8%	22%	24%	19%	13%	12%	3%	-

※令和元年度に交付を希望している設置者の1校当たりの事業費の状況
事業費は、校内ネットワークと電源キャビネットの合計

「公立学校情報機器整備費補助金」Q & A ～実務担当者用～

※枠囲み 部分については、「実務担当者用」に、新たに記載した内容です。

Q1

「1人1台端末の整備事業」の対象はどうなるのか。

A1

児童生徒3人に1台分については、既に地方財政措置が講じられていることから、今回の補助対象は、残りの3人に2台分(全児童生徒数の2/3)となります。

Q2

地方財政措置分である児童生徒3人に1台分を整備しない限り、今回の補助対象とならないのか。

A2

地方財政措置分を整備した上での補助が理想的ですが、地方財政措置分の配備計画を提出の上、令和5年度までの整備計画を提出の上、同時並行での「1人1台端末環境」の整備も補助対象としています。(地方財政措置算定分は、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」最終年度の令和4年度までに整備する計画策定が必要です。)

Q3

「1人1台端末の整備事業」の端末に対する補助の対象費用はどこまでか。

A3

無料の1～複数年の保証契約も含めた端末の価格(補償等の費用も含む)のほか、機器の運搬搬入費、設置・据え付け費用が対象となります。また、すでに1人1台環境が整備されている場合は、令和5年度までの端末の更新についても、対象となります。

Q4

学習者用コンピュータは、ノート型とタブレット型のどちらかにしないといけないのか。

A4

どちらも選択可能です。それぞれの自治体・学校において、ICTを活用した学習活動を具体的に想定しながら御検討ください。

キーボードについては、「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」とおり必須としており、タブレット型の場合でも、ハードウェアキーボードを補助対象としています。

タッチパネル対応とQRコード読み取り機能については、「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」とおりモデル例として示していますが、学習活動の例示として、デジタル教科書や教材の活用、教科書に掲載されているQRコードを読み取る際に機能が必要となることが想定されることから、機能を有していることを推奨します。

「公立学校情報機器整備費補助金」Q & A ～実務担当者用～

Q5

端末管理(MDM)ツールは端末の補助に含まれるか。

A5

端末管理(MDM)ツールについては、標準仕様書でお示した機能は、学習者用コンピュータとして適切に運用するために最低限必要なものと考えております。

自治体において、端末管理(MDM)ツールを学習者用コンピュータの必要な機能とし、「学習者用コンピュータ」として調達する場合は、補助の対象とします。

(学習者用コンピュータと別個に調達する場合のように、単品(有償)として扱われるものは補助の対象外となります。また、端末を学習者用コンピュータとして適切に運用するために最低限必要なものに限ります。)

Q6

令和元年度補正予算では、小5・小6・中1以外の端末整備は、補助対象とならないのか。

A6

「1人1台端末」の整備は、令和5年度までに段階的に行うこととしており、令和元年度補正予算では小5・小6・中1を優先することとしています。最終的には、各自治体からの申請状況を踏まえ、予算の範囲内で、別の学年の整備も可能な限りできるように配慮する予定です。

なお、本補助金によって各自治体が整備した端末について、どの学校・学年の児童生徒が活用するかについては、それぞれの自治体・学校において御判断ください。

Q7

「1人1台端末の整備事業」について、購入とリースのどちらがよいのか。

A7

保守等の費用を踏まえつつ、各自治体で御判断いただくことになると考えています。

リース方式の場合、端末本体に付して保守契約等で高いリース料の設定になっている場合(例えば、自損の無償交換を含む場合や過度な即時対応を求める場合が考えられます)は、他の自治体の状況も調査し、持続性の観点からも慎重な検討が必要です。

Q8

リース方式を選択する場合は、どのような点に注意すべきか。

A8

リース方式の場合には、市区町村とリース事業者が共同の補助事業者になります。国は、リース事業者に対して、端末1台当たり4万5千円を上限として補助を行います。

これによりリース事業者は、

①の場合・・・物件費については0円のリース契約を

提供することが可能

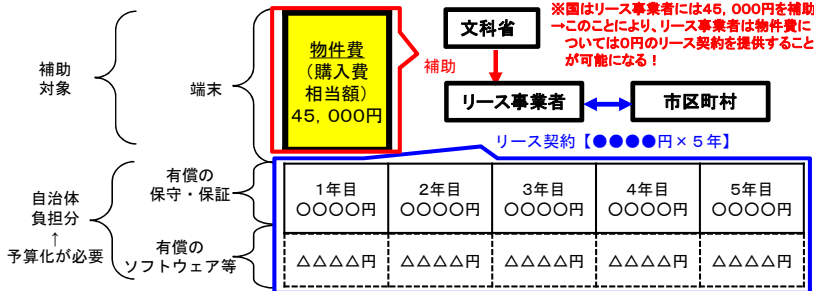
②の場合・・・安価なリース契約を提供することが可能になります。

したがって、本補助金は市町村が契約するリース契約にかかる後年度負担分の経費を4万5千円まで初年度にまとめて補助するものではないという点に留意してください。また、端末費が補助額を超える場合、その差額は自治体負担となります。

リース契約は原則として各年度の負担額は均等になります。1年目の負担額が4万5千円、2年目以降は各年1千円というようなリース契約は、単に初年度に後年度負担分を先払いしているに過ぎず、会計の単年度主義の原則に違反することになります。

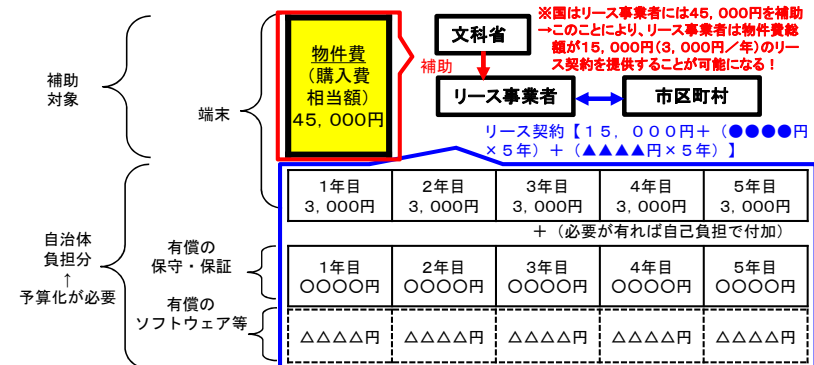
①端末価格が4.5万円以下の場合（例：4.5万円）

※リース契約は、有償の保守・保証、有償のソフトウェアで構成されることを想定。



②端末価格が4.5万円を超える場合（例：6万円）

※リース契約は、補助額を超える物件費、有償の保守・保証、有償のソフトウェアで構成されることを想定。



Q9

「1人1台端末の整備事業」について、市町村での予算計上は必要か。

A9

購入の場合、すべて市町村の予算に計上する必要があります。

リース方式の場合、端末本体の購入費相当額は、国(都道府県)からリース業者に補助金が交付されますので予算計上する必要はありませんが、少なくとも、端末本体以外の部分のリース料の支払いについては、予算計上が必要となります。

Q10

端末の価格が4万5千円(補助の上限)を超えてしまうのだが、どうしたらよいのか。

A10

端末費が補助額を超える場合、その差額は自治体負担となりますが、「GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末整備基本モデル例」では、4万5千円を超えずに整備できるモデル例を示しています。有償の保守・保証契約や有償のソフトウェアは今回の補助の対象外のため、無償のソフトウェア等の活用も含めた検討をお願いします。(3OSから提供されている無償ライセンスの範囲内でも、プレゼンテーションや表計算、ワープロの利用や共同編集、ビデオ会議、小テスト、アンケート機能など様々なことが可能です。)

Q11

「1人1台端末の整備事業」に関して、今年度の補正や令和2年度当初での予算化は時期的に難しいため、6月補正となる。申請時に自治体において予算措置ができていないが、申請は可能か。

A11

予算化を前提に、申請は可能です。

Q12

LTE通信に対応している端末は、補助が認められないのか。

A12

LTE通信に対応している端末についても、端末の単価の範囲内(上限1台4万5千円)で補助の対象となります。

また、校内LAN整備を行う場合でも、LTEを併用することで、家庭と学校等に活用できますので、LTE対応端末も対象としています。

Q13

LTE通信料を対象としないのは、校内LAN整備を優遇しており、不公平ではないか。

A13

校内LANもLTEも通信料は自治体での負担となり、不公平とは考えていません。今回の事業は校内のインフラの整備であり、今後の通信料の負担は様々な要因をもとに自治体で判断ください。

Q14

都道府県が共同調達しない場合は、補助の対象とならないのか。

A14

共同調達は補助の必須要件ではありませんが、事務手続きの効率化や知見の共有・集約等の観点から、都道府県における共同調達を推奨します。各都道府県におかれては、域内の市区町村の進捗確認や、情報共有を図る場の形成などを行っていただきますよう、お願いします。

端末整備に係る都道府県における事務費については、本事業の予算に含まれていますので、補助が必要な場合は申請をしてください。

なお、市町村からの申請の取りまとめについて、ネットワーク整備と同様に都道府県で行っていただくことを想定しています。

Q15

本事業で整備した端末を、児童生徒が家庭等に持ち帰ることはできるのか。

A15

各自治体・学校の判断になります。

その際、情報セキュリティや有害情報へのアクセス制限、家庭間の公平性等の配慮が必要です。

Q16

令和5年度までに「1人1台端末環境」を実現することとだが、端末の更新など、令和6年度以降の財政措置は、どうなるのか。

A16

まずは、今回の補助金を活用して「1人1台端末環境」を整備してください。

令和6年度以降については、関係省庁や地方自治体等と協議をしながら、検討を進めてまいります。

Q17

市町村がリース方式で整備する場合、市町村・業者のそれぞれの役割はどのようになっているのか。

A17

リース方式の場合、市町村、業者の両者が一体として「補助金等適正化法」による補助事業者となります。

市町村は、児童生徒数を踏まえた必要台数の設定や必要な機能の決定、ネットワーク環境の整備など情報環境の整備を統括するとともに、整備後の適切な活用を行う立場から、業者は、補助金を活用して安価なリース契約により、情報機器を教育現場に提供する立場から、補助事業者として都道府県を経由して国に対し、「1人1台端末の整備事業」について、共同申請をすることとなります。

このため、補助金の交付を受ける業者のみならず、市町村も補助事業者として、交付申請、実績報告等の手続き、会計検査院対応等、それぞれの役割を踏まえた対応を行うこととなります。

Q18

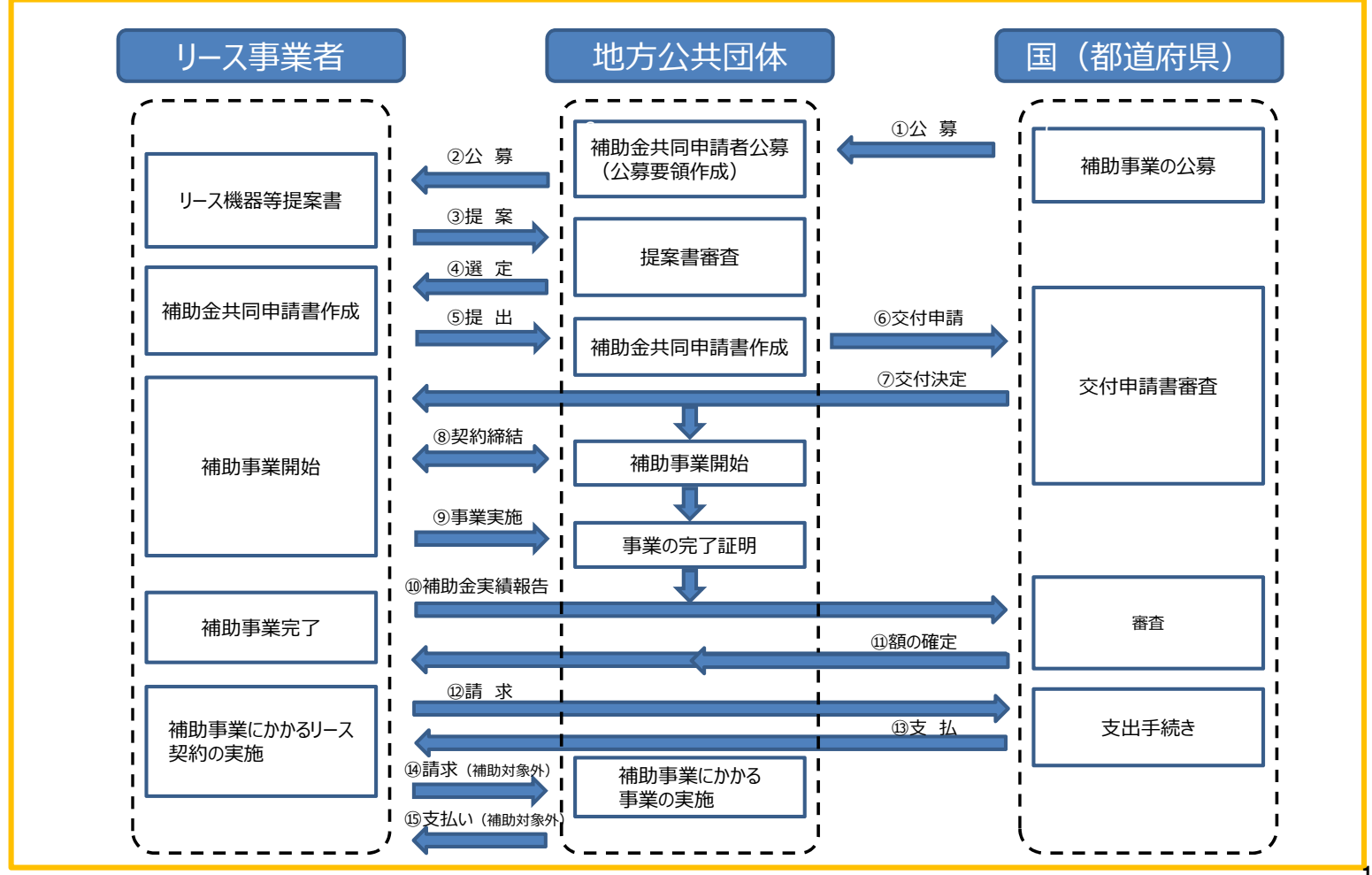
市町村がリース業者を選定するのは、どのような方法によるのか。

A18

市町村がリース事業者を選定するにあたっては、機器の性能や維持管理等のコストパフォーマンスを含め、最適な情報機器を教育現場に提供できる者を選定することが必要です。

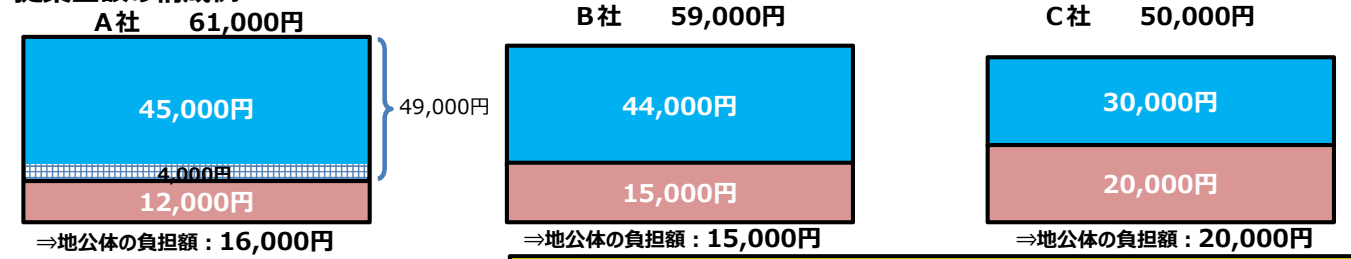
国の補助事業を共同で実施することになることから、単に価格による評価のみでなく、それ以外の要素についても市町村が評価し、最適な提案を行った者を選定し、企画競争の方法により事業者を選定することが考えられます。都道府県単位で共同調達を行う場合であっても同様です。

なお、市町村と業者のリース契約締結は、補助金の交付決定後になるため、その旨を事業者の選定の際、企画競争に参加する事業者に通知しておく必要があります。



リース事業の場合の提案金額と地方公共団体の負担の関係など

1. 提案金額の構成例



- (a) 物件費①: (補助対象経費)
- (b) 物件費②: (補助対象額の上限を超える額)
- (c) 保守費: (補助対象外経費)

○事業者の選定は地公体の仕様に沿って、予算の範囲内で最も評価の高いリース事業者を選定することとなるが、費用負担等の考え方については、以下の事項に留意すること。

- ・例えば、地公体において提案金額が最も安価なC社をリース事業者と選定した場合は、国の補助対象となる金額は30,000円となり、リース事業者が地公体と共同で国に補助申請を行い、地公体の負担額20,000円については、補助金交付決定後、リース事業者との間で契約することとなる。
- ・一方、提案金額のみでは次点となるB社を選定した場合は、国の補助対象となる金額は44,000円となり、地公体とリース事業者の契約金額は15,000円となる。

※リースが物件費と保守費で構成される場合、地公体の負担額は単純に提示金額の大小に比例するものではない。

○提案の評価は金額のみではなく、機器の性能、セキュリティ、保守その他自治体のニーズに則して予め評価項目を策定し企画競争により補助金の共同申請者を選定することが考えられる。

2. 提案書の記載例

物件費と保守費の内訳については、提案時に明確にしておく必要があるため、提案書の記載方法は下記の様な例に拠ることが考えられる。

提案金額	提案金額	提案金額
61,000円 (= (a)+(b)+(c)) (a) 物件費①: 45,000円 (≦45,000) (b) 物件費②: 4,000円 (>45,000) (c) 保守費: 12,000円	59,000円 (= (a)+(b)+(c)) (a) 物件費①: 44,000円 (≦45,000) (b) 物件費②: 0円 (>45,000) (c) 保守費: 15,000円	50,000円 (= (a)+(b)+(c)) (a) 物件費①: 30,000円 (≦45,000) (b) 物件費②: 0円 (>45,000) (c) 保守費: 20,000円

- ※ 1: (a) はリース事業者が地公体と共同申請し国から補助を受けることとなる金額
- ※ 2: (b) と (c) の合計が地公体とリース事業者が契約することとなる金額
- ※ 3: 地公体は、地公体とリース事業者における契約締結は補助金の交付決定後に行う旨を、事業者の選定の際に通知する。

3. リース契約書の記載例

契約金額	契約金額	契約金額
16,000円 (= (b)+(c)) (a) 物件費①: 45,000円 (≦45,000) (b) 物件費②: 4,000円 (>45,000) (c) 保守費: 12,000円	15,000円 (= (b)+(c)) (a) 物件費①: 44,000円 (≦45,000) (b) 物件費②: 0円 (>45,000) (c) 保守費: 15,000円	20,000円 (= (b)+(c)) (a) 物件費①: 30,000円 (≦45,000) (b) 物件費②: 0円 (>45,000) (c) 保守費: 20,000円

- ※ 1: (a) はリース事業者が地公体と共同申請し国から補助を受けることとなるので、リース契約には含まれない。
- ※ 2: 地公体は、リース事業者と契約を行うが、契約締結は補助金の交付決定後に行う。

Q19

企画競争により事業者を選定する場合、反社会勢力はどのように排除すれば良いか。

A19

企画競争の「公募」における競争参加条件において、一般競争入札と同様に反社会勢力でないことを証明する誓約書を出させるなどの制限を設ける必要があります。

更に、契約書の締結時には、暴力団排除のため、契約解除措置条項を盛り込む必要があります。

Q20

リース事業においては、リース事業者に補助金が交付されるが、補助金の過大交付があった場合の返還は、共同申請を行った地方公共団体が行なうのか、リース事業者が行なうのか。

A20

リース事業者が補助金を申請し、補助金の交付を受けるには、事業が適正に履行されているか地方公共団体において確認等が必要であること、また、補助金により実際に端末整備の支援を受けるのは地方公共団体であることから、リース事業者の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、地方公共団体が補助金の返還を行うこととなります。

Q21

どういった場合にリース事業者の責となり、リース事業者が補助金を返還することになるのか。

A21

明らかな債務不履行や重過失が認められる場合(例えばリース事業者が支払いを受けたが、端末のリースを行わなかった場合。)や故意に仕様と異なる性能の劣る端末を地方公共団体を欺いてリースした場合などが考えられます。

一方、リース事業者に責がない場合としては、地方公共団体において、過剰に端末台数を申請した場合などが考えられます。また、後日の混乱を防ぐためには、地方公共団体とリース事業者の間で補助事業における補助金返還の責任(求償)等について、予め契約で定めておく必要があります。

Q22

補助事業の完了はいつか。

A22

環境整備が補助目的であるため、交付申請した際の計画に沿って、自治体において端末が整備された時点で事業は完了となります。事業の完了報告の際は、事業完了報告書の証拠書類として、①購入の場合:契約書、納品書、支出を証明する書類②リースの場合:契約書、提案書どおりにリースが開始されたことを証明する書類を提出する必要がありますので、ご注意ください。

なお、補助事業終了後は補助目的に沿って有効に活用をいただくことになるほか、財産処分制限も課されます。また、端末整備に係る国からの支払は、精算払いを予定しています。

Q23

児童生徒1人1台端末の整備に必要な台数を算出するための児童生徒数は、いつの時点で考えれば良いのか。

A23

令和元年度補正予算の分については、2019年5月1日現在の学校基本調査の確定値になります。

なお、年度途中で児童生徒の増減については、まずは予備機で対応いただきますよう、お願いします。

また、次年度以降に予算措置されたものの台数等の考え方については、今後、通知等で示す予定です。

Q24

端末整備の交付決定日はいつ頃を予定しているのか。

A24

端末の交付決定については、令和2年度に交付決定を行う方向で、調整を進めております。

なお、都道府県事務費については、令和元年度に1回目の交付決定を行う方向で、調整を進めております。

Q25

特別支援学校の児童生徒についてもキーボードを必須とするのか。

A25

特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じ、必ずしもキーボードを必須とするものではありませんが、障害者のための仕様を備えたキーボードや類似の製品については、定額の範囲内で対象となります。

今後のスケジュール

<ネットワーク>

<端末>

1月27日 令和元年度執行分の交付申請希望調査(文科省)

2月18日午前中 調査回答(設置者)

2月中下旬 交付要綱制定・交付内定・交付申請書の提出依頼(文科省)

交付要綱制定(文科省)

3月上旬 交付申請書の提出(設置者)

交付申請希望調査(文科省)

3月中旬 交付決定(文科省)

交付決定(1回目都道府県事務費分)

4月

交付決定(2回目端末分)

※令和2年度分の申請について
本年3月中下旬頃より令和2年度1回目の交付に向けて、
上記と同様のスケジュールを進める予定です。
なお、令和2年度2回目の交付申請については、
令和2年度1回目の交付決定状況を踏まえて検討します。

G I G Aスクール構想の実現

令和元年度補正予算額 2,318億円
公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円
(文部科学省所管)

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備**するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、**多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現**させる。

事業概要

(1) 校内通信ネットワークの整備

- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における**校内LANを整備**
加えて、小・中・特支等に**電源キャビネットを整備**

事業スキーム

- 公立** 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請
- 私立** 補助対象：学校法人、補助割合：1/2
- 国立** 補助対象：国立大学法人、(独) 国立高等専門学校機構
補助割合：定額

事業概要

(2) 児童生徒1人1台端末の整備

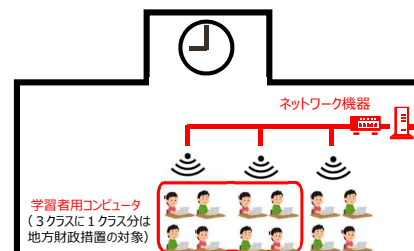
- 国公立の小・中・特支等の**児童生徒が使用するPC端末を整備**

事業スキーム

- 公立** 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等
補助割合：定額(上限4.5万円) ※市町村は都道府県を通じて国に申請
- 私立** 補助対象：学校法人、補助割合：1/2(上限4.5万円)
- 国立** 補助対象：国立大学法人
補助割合：定額(上限4.5万円)

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた**教員スキル向上などのフォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」に基づく、地方財政措置を活用した「**端末3クラスに1クラス分の配備**」計画



※ 支援メニュー (① 校内LAN整備+端末整備、② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③ LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備)

GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末整備

補助対象

- ・ 学習者用コンピュータ
- ・ 機器の運搬搬入費、機器の設置・据え付け費用

- ※ タブレット型コンピュータ等の場合は、原則としてハードウェアのキーボードを有すること、又は接続可能であること。
- ※ 地方財政措置算定分（児童生徒3人に1台）を超えて、児童生徒1人1台分（児童生徒3人に2台）の学習者用コンピュータを新規整備又は更新に要する経費とする。
- ※ 機器等の接続確認、トラブル対応等は、ICT支援員やICT活用教育アドバイザー等を積極的に活用することにより支援することとする。

補助対象外となるもの

- ・ 有償のソフトウェアに係る経費
- ・ 有償の保守・保証契約に係る経費
- ・ 予備となるもの（故障対応の機器等）
- ・ 消耗品、備品（タブレット型コンピュータのカバー等）
- ・ 購入したシステム・ソフトウェアに係る研修費用、操作のための講習会費 等

補助額

1台4.5万円を上限に定額補助（へき地学校等は900円加算した額を上限として補助）
なお、1台4.5万円を下回る場合は、実費とする。

19

学校のICT環境整備に係る地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室**1台**、特別教室用として**6台**
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**

・ 1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1
台環境で学習でき
る環境の実現



- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 **434** 万円（生徒642人程度）

特別支援学校費 **573** 万円（35学級）

市町村

小学校費 **622** 万円（18学級）

中学校費 **595** 万円（15学級）

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額（単年度）を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

20

GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末整備 基本モデル例



文部科学省

概要

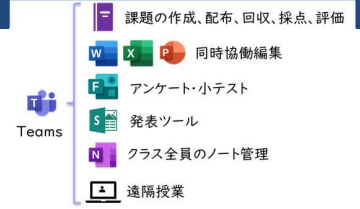
「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業において、高速大容量の通信ネットワークを前提とした、端末1台あたり4.5万円の補助金を交付します。本資料では、現在教育用に無償で提供されている学習用ツールのライセンスを利用しながら4.5万円で端末を整備するモデル例を提示します。

モデル例1. Windows OS端末 × 教育機関向けOffice 365 ライセンス(無償)



Windows端末
(キーボード付)

Word、Excel、PowerPointといったオフィス機能や Forms（アンケート・小テスト機能）や Sway といった発表ツールがブラウザ上で利用可能です。さらに Teams（右図）を使えば、クラスごとに課題を配布・回収・採点したり、Word、Excel、PowerPointなどのファイルを同時に協働編集が行えます。併せて遠隔授業のためのWeb会議、OneNoteでクラス全員のノートの管理も行え、これらは全て無償で利用が可能です。また、既にご利用の周辺機器やプリンタへの接続も円滑に行えたり、Scratchをはじめ、多くのプログラミング教材（アプリケーション）をローカルディスクにインストールすることができます。Office 365 については、Chromebook、iPadでも利用可能です。



モデル例2. Chrome OS端末 × G Suite for Education ライセンス(無償)



Chromebook
(キーボード付)

G Suite for Education



Chromebook は世界中で3,000万人以上が利用している、教師と生徒が利用するために設計されたシンプルかつ丈夫で軽い端末です。Chromebook で利用できる G Suite for Education は、全てのアプリが無償かつ100%クラウドベースで動くアプリで、時間・場所を問わず共同編集ができるドキュメント（ワープロ）、スプレッドシート（表計算）、スライド（プレゼンテーション）や、自動採点が可能な小テスト作成アプリのフォーム等があります。また、無償の授業支援ツール「Google Classroom」を利用することで、課題の配布・フィードバック・採点・返却・集計を一元管理することができます。

モデル例3. iPadOS端末 × Apple社が提供する無償の教育用App (無償)



iPad第7世代
+キーボード



Keynote(プレゼンテーション)、Numbers(表計算)、Pages(ワープロ)といったオフィス機能を持ったアプリやiMovie、GarageBand&Clipsといった動画・音楽編集アプリ、Swift Playgrounds(プログラミング教材)やFaceTime(ビデオ会議)などが無償で提供されており、端末内のローカルでも利用可能です。さらに、教育向けに無償で提供されている協働学習ツール「クラスルーム(右図)」を利用すると、教員用端末から一覧で学習者用端末の状態を確認したり、画面をコントロールできます。



※校内LANを通じて上記のような学習用ツールを端末から利用するための設計/設定については、初年度校内LAN環境構築に必要な費用として、「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業にて整備するものとする。 ※上記3OSが提供するもの以外にも教育利用可能なクラウドサービスは存在するため、選択肢の1つとして検討すること。